

ID: 357

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	使用料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第11条第1項
例 規 番 号	昭和38年条例第1号

【根拠条文】

(使用料の徴収)

第11条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、毎使用期、その使用期における公共下水道の使用について集金又は納額告知書により徴収する。

3 使用料は、毎年次の6期に分け、毎期末の翌月までに納入しなければならない。第1期4、5月 第2期6、7月 第3期8、9月 第4期10、11月 第5期12、1月 第6期2、3月

4 第2項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

【基準】

根拠条文、第12条及び芦屋市下水道条例施行規則第10条の2の規定による。

(使用料の算定方法)

第12条 使用料の額は、毎使用期において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額並びにその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。

種別	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)
一般用	1使用期 20立方メートル以下 1,060円	20立方メートルを超え40立方メートル以下の分 82円
		40立方メートルを超え60立方メートル以下の分 110円
		60立方メートルを超え80立方メートル以下の分 140円
		80立方メートルを超え100立方メートル以下の分 167円
		100立方メートルを超え500立方メートル以下の分 181円
		500立方メートルを超える分 188円
公衆浴場用	1使用期 1立方メートルにつき 29円	

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置

を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、市長が認定する。

(2) 井戸その他の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用期、その使用期に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用期の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長はその申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

(特別な場合における使用料等)

第10条の2 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用を中止した場合における条例第12条第1項に定める基本使用料は、次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日以内の場合は、4分の1とする。
- (2) 使用日数が15日を超え1月以内の場合は、2分の1とする。
- (3) 使用日数が1月を超え1.5月以内の場合は、4分の3とする。
- (4) 使用日数が1.5月を超える場合は、1使用期とみなす。

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 359

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第16条の2第1項		
例 規 番 号	昭和38年条例第1号		
【根拠条文】 (手数料) 第16条の2 市は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 責任技術者の登録 1件につき10,000円 (2) 指定工事店の指定 1件につき13,000円 2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。 3 既納の手数料は、返還しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 360

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道条例 第18条から第20条まで		
例 規 番 号	昭和38年条例第1号		
【根拠条文】 (罰則) 第18条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第4条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者 (2) 排水設備等の新設等を行って、第5条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者 (3) 第7条の2、第7条の3又は第8条の規定に違反した使用者 (4) 第9条又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠つた者 (5) 第14条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者 (6) 第4条又は第15条の規定による申請書又は書類、第9条又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第12条第2項第3号の規定による申告書又は第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者 第19条 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 363

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	下水道排水設備指定工事店の指定の取消し又は一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第10条		
例 規 番 号	平成11年規則第5号		
【根拠条文】 (指定の取消し又は一時停止) 第10条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。 2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。 (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不相当と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日 最終変更年月日 年 月 日			

ID: 366

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	責任技術者の登録の取消し又は一時停止		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市下水道排水設備指定工事店規則 第18条		
例 規 番 号	平成11年規則第5号		
【根拠条文】 (登録の取消し又は一時停止) 第18条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。 (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。 (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 405

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の賦課徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例 第9条第1項及び第4項
例 規 番 号	昭和46年条例第1号
【根拠条文】 (負担金の賦課及び徴収) 第9条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第7条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。 2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができない。 3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期限等を受益者に通知しなければならない。 4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び第4条から第6条まで、芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第2条の規定による。 (負担区の事業費の額) 第4条 負担区の事業費の額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。 (1) 当該負担区と他の負担区に共通する施設に係る事業(以下「共通事業」という。)に要する費用の額に、当該負担区の地積の当該負担区と当該他の負担区の地積の合計に対する割合を乗じて得た額 (2) 当該負担区における共通事業以外の事業に要する費用の額 (負担区の負担金の総額) 第5条 負担区の負担金の総額は、負担区の事業費の額に5分の1を乗じて得た額とする。 (各受益者の負担金の額) 第6条 受益者が負担する負担金の額は、負担区の負担金の総額を当該負担区の地積で除して得た額(以下「単位負担金額」という。)に当該受益者が第8条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積を乗じて得た額とする。 [芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則] (負担区等の地積) 第2条 負担金の算定基準となる負担区及び受益者に係る土地の地積は公簿による。ただし、公簿地積によりがたいと市長が認めたときは、実測、その他の方法によることができる。	
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 369

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例 第15条第1項		
例 規 番 号	昭和46年条例第1号		
【根拠条文】 (延滞金) 第15条 市長は、第9条第3項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 【基準】 根拠条文及び附則第4項の規定による。 (延滞金の割合の特例) 4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合という。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日

ID: 406

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	助成(貸付け)の決定の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市水洗便所改造等資金の助成に関する条例施行規則 第10条		
例 規 番 号	昭和48年規則第29号		
【根拠条文】 (助成の取消し) 第10条 借受人が次の各号の一に該当した場合においては、助成を取り消し、返還させることができる。 (1) 事実を偽って助成を受けたことが明らかになったとき。 (2) 条例またはこの規則に違反したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日